

社会福祉法人与謝郡福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人与謝郡福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 年額報酬

(2) 日額報酬

2 年額報酬は、別表1に定める額とする。

3 日額報酬は、理事会、評議員会、監査及び理事長が承認した法人の業務を執行したときに次のとおり支給することができる。

(1) 1日13,000円とし半日の場合は6,500円とする。

(2) 前号にかかわらず、監事が監査にあたる場合は、1日15,000円とし半日の場合は7,500円とする。

4 役員等の交通費及び職務のため出張したときは、社会福祉法人与謝郡福祉会旅費規程に基づき支給する。

(報酬の期間計算)

第4条 役員等が年度の中途において就任し、又は退任した場合における年額報酬については、別表1の額に別表2で定める支給割合を乗じて得た額とする。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 年額報酬については、毎年3月に支給する。

(2) 日額報酬の計算期間は、毎月の初日から同月末日までとし、翌月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、給与等支給規則第5条に準じた日とする。

2 報酬等は、現金で支給する。ただし、本人の申し出により指定した本人名義の預金口座へ振り込むことによって支給することができる。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会において決定するものとする。

(補則)

第 10 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 2 月 10 日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

役 職	報酬額 (年額)
理事長	250,000 円
理事	40,000 円
監事	40,000 円
評議員	20,000 円

別表 2 (第 4 条関係)

報酬の計算期間中の在任期間	支給割合
10 カ月以上	4 / 4
7 カ月以上 10 カ月未満	3 / 4
4 カ月以上 7 カ月未満	2 / 4
4 カ月未満	1 / 4